

第4章 銀行付随業務としての顧客情報の第三者提供—顧客の「同意」を中心に—

東京大学 神作裕之

I はじめに

本稿では、銀行本体が付随業務として顧客情報を第三者に提供する業務を営む場合の法的論点、とりわけ当該顧客の同意に係る法的論点を中心に検討する。2019年銀行法改正によって、銀行が、付随業務として顧客情報を第三者に提供することが認められた。以下では、付随業務としての顧客情報の第三者提供が認められるに至った沿革・背景およびその要件について概観した上で（Ⅱ）、要件の1つである「銀行業の高度化」または「当該銀行の利用者の利便の向上」に資するものであることの意義と解釈について述べる（Ⅲ）。次いで、顧客情報が「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）」における個人情報に該当する場合とそれ以外の法人情報である場合とに分けて、顧客の同意が有する法的意義とそれを必要とする法的根拠について検討し、その検討を踏まえ、同意取得の要否・方法、同意の撤回、同意を得ないで第三者に個人データが提供された場合の当該顧客の法的救済方法など、顧客の同意に係るいくつかの法的論点について論じる（Ⅳ）。

Ⅱ 顧客情報の利活用と付随業務としての顧客情報の第三者提供

1 銀行の業務範囲規制

銀行に対しては、業務範囲規制が課されるとともに、他業が禁止されている。すなわち銀行は、その固有業務として、①預金または定期積金の受入れ、②資金の貸付けまたは手形の割引、および③為替取引を行うことができる（銀行法2条2項・10条1項）¹。

固有業務のほか、銀行は、付随業務として、（i）債務の保証または手形の引受け、（ii）投資目的をもってする有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引またはそれらの取引の書面取次行為、（iii）有価証券の貸付け等、銀行法10条2項各号に列挙する業務、および（iv）その他の銀行業に付随する業務（同条同項柱書き）を行うことができる。

¹ ただし、為替取引に係る業務すなわち為替業務については重要な例外があり、資金移動業者は銀行法の免許によらずに為替取引を業とすることができる（資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）37条）。資金移動業者による送金は、資金移動業制度の導入当初は送金額の上限が100万円であったが、2020年の資金決済法改正により送金額の上限が撤廃され、資金移動業者による送金サービスが大幅に拡充された。すなわち、第1種資金移動業は100万円超の資金移動を業とし、各営業日の要履行保証額すなわち未達債務額と権利実行費用の合計額以上で、かつ、最低1000万円の保証金等を要する（資金決済法36条の2第1項、資金決済法施行令14条1号）。第2種資金移動業は、100万円以下5万円超の資金移動を取り扱い、1週間の要履行保証額の最高額以上で、かつ、最低500万円の保証金等を要する（資金決済法36条の2第2項、資金決済法施行令12条の2第1項・14条1号）。これに対し、第3種資金移動業は、5万円以下の資金移動を取り扱い、1週間の要履行保証額の最高額以上の保証金等を確保すれば足り、最低額の規制はない（資金決済法36条の2第3項、資金決済法施行令12条の2第2項・14条2号）。為替業務規制の必要性、銀行以外の者による為替業務を許容すべきこと、およびその規制のあり方等については、岩原神作『電子決済と法』（有斐閣、2003年）第3編507～601頁参照。

付随業務として、銀行法は、債務の保証または手形の引受けなどを列挙しているが（銀行法 10 条 2 項各号）、これらは例示であって、付随業務に当たるかどうかは、解釈論に委ねられている（同条同項柱書）。主要行等向け監督指針によれば、付随業務の一般的要件は、次の 4 つとされる²。第 1 に、当該業務が銀行法 10 条 1 項各号および 2 項各号に掲げる業務に準じるものであること。第 2 に、当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないこと。第 3 に、当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること。第 4 に、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するものであることである。なお、付随業務の範囲は、社会経済の変化に伴い、要求される機能に応じ、個別具体的かつ柔軟に考慮すべきものとされる³。コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務や M&A に関する業務などがその他の付随業務に該当すると解されている⁴。

他方、銀行は、固有業務（銀行法 10 条 1 項）、付随業務（同条 2 項）、他業証券業等・法定他業（同法 11 条・12 条）以外の業務を営んではならないとされ（同法 12 条）、他業禁止を課されている。他業禁止の違反に対しては、過料の制裁がある（同法 65 条 3 号）。他業証券業等と法定他業は、固有業務ではないが、固有業務との関連性から法律が特に銀行の業務として規定した業務である。投資助言業務や投資信託の販売など金融商品取引法 28 条 6 項・33 条 2 項各号に掲げる業務が他業証券業等とされている（同法 11 条 1 号・2 号）。法定他業としては、担保付社債信託法に基づく担保付社債信託受託業務、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業務、電子記録債権法に基づく電子記録債権業の一部の受託業務、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金運営管理業務等や保険業法に基づく保険窓口販売業務などがある。

さらに、他業禁止に関連する規制として、第 1 に、銀行子会社や銀行持株会社の子会社の業務範囲規制があり、銀行が行うことができる関連業務すなわち金融関連業務とバックオフィス業務である従属業務に限定されている（銀行法 16 条の 2・52 条の 23・52 条の 23 の 2）。これは、銀行グループまたは銀行持株会社グループの観点から見て、銀行業をそれ以外の業務から分離するための規制である。第 2 に、議決権取得・保有の制限があり、①銀行は、銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、従属業務会社、金融関連業務会社、投資専門会社、銀行業高度化等会社など所定の会社以外の会社を子会社としてはならない（銀行法 16 条の 2・52 条の 23）。②銀行は、その子会社と合算して 5%（「合算 5%ルール」）、銀行持株会社の場合はその子会社と合算して 15%（「合算 15%ルール」）を超えて議決権を取得し、または保有することは認めら

² 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針（令和 4 年 4 月）」（以下「主要行等向け総合的監督指針」という） V - 3 - 2 - 2（4）参照。
<<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html>>

³ 池田唯一・中島淳一監修・佐藤則夫編著『銀行法』（金融財政事情研究会、2017 年）76 頁。なお、付随業務という概念は、旧銀行法における「銀行業に付随する業務」を承継するものであり、旧銀行法の下でも、①質的に本業を営む上で必要または有用であること、および②量的に本業に従たるものであることを要すると解されていた（西原寛一『銀行法解説』（日本評論社、1927 年）85 頁等）。

⁴ 2003 年の主要行等向け総合的監督指針の見直しにおいて、固有業務と切り離して行う場合もこれらの業務が付随業務に該当し得ることが明らかにされた。さらに、2004 年の同監督指針の見直しにより個人の財産形成に関する相談業務や電子マネー発行業務が、2018 年の同監督指針の見直しにより、人材紹介業務が付随業務に該当し得ることが明らかにされた。

れない（同法 16 条の 3・52 条の 24）。これらは、銀行等が本業以外の事業を行うことによって、銀行等の財務・経営の健全性を損なうおそれがあるため課されている他業禁止の趣旨を徹底するための規制である。

他業禁止の趣旨については、一般に、第 1 に、他業リスクの排除、第 2 に、利益相反取引の防止、第 3 に優越的地位の濫用の防止、および第 4 に本業専念による効率性の発揮のためと説明される⁵。これらに加えて、銀行は免許業種であり、その機能を発揮するために本業専念義務があること、効率的かつ実効的な銀行監督のため、銀行業による産業支配への競争政策上の懸念のため、および預金保険などのセーフティネットの流出によって公平性が害されることなどが指摘される⁶。

他方、銀行の他業禁止規制は、少なくとも日本の銀行法のように明文で定めている立法例は珍しく、むしろ銀行が固有の銀行業以外の業務を営むことを制度上許しているユニバーサルバンキング制度を採用する国も少なくない。情報通信技術の飛躍的な発展により、情報の利活用の範囲が質量ともに大幅に拡大し、利用者利便の向上やイノベーションの促進をもたらすことが期待されている。岩原紳作教授は、日本においても、低金利に伴う銀行の低収益化とビジネスモデル変容の必要性、IT の発展を背景とした FinTech 企業の勃興とりわけ決済方法の多様化による銀行の地位の低下、地域経済活性化の政策的要請などの理由により⁷、「当面は、banking と commerce の分離原則は維持しつつ近年の銀行法改正や監督指針の改正が行われてきたように、徐々に安全性と必要性を考慮して、同原則の例外を拡大していくことが穏当かもしれない」と指摘され、特に、銀行の有するデータの活用のように業務範囲規制の趣旨に反する可能性が少ない場合については、銀行の業務範囲規制や持株規制から除外ないし規制緩和をする方向がまずとられるべきであろうと主張された⁸。

さらに、銀行規制を離れてより一般的に見ても、情報の利活用は、それを支える技術的基盤の発展などにより、社会経済の発展を支える可能性があるものとして、その促進が政策的に推進されている⁹。2019 年銀行法改正による銀行付随業務としての顧客情報提供業務も、そのような流れの一環として位置付けることができよう¹⁰。

⁵ 金融審議会金融制度スタディ・グループ「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」（2018 年 6 月）19 頁。

⁶ 他業禁止についての詳細な分析と検討として、小出篤「わが国における銀行・銀行グループの業務範囲規制について」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパー DP2020-6（2020 年 11 月）11~13 頁、42~45 頁参照。小出教授は、立法論としては、固有業務、固有業務との関連性に基づいて付随業務、他業証券業等、法定他業の 4 つに区分する現行銀行法を見直し、①固有業務と、②「固有業務以外に営むことが認められる業務」の 2 類型に整理し、②については固有業務との関連性という制限とは無関係に一定の判断基準に照らして認めるべきであると主張される（同 49 ~ 50 頁）。<<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2020/DP2020-6.pdf>>

⁷ 岩原紳作「日本における銀行規制の現状と課題」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパー DP2020-3（2020 年 11 月）8 ~ 11 頁。<<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2020/DP2020-3.pdf>>

⁸ 岩原・前掲注（7）18 頁。

⁹ 規制改革推進会議「デジタル時代の規制・制度について」（令和 2 年 6 月 22 日）参照。<<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/200622honkaigi01.pdf>> 日本の近時のデジタルトランスフォーメーションに係る法制度と実務的対応について、武井一浩・矢嶋雅子・森田多恵子・津田麻紀子・中村崇志・向井飛翔編著『デジタルトランスフォーメーション法制実務ハンドブック』（商事法務、2020 年）特に第 1 編参照。

¹⁰ 2015 年個人情報保護法の改正により、目的規定が見直され、「個人情報の適正かつ効果的

2 付随業務の拡大と情報の利活用

銀行規制は、次第に業務範囲規制を緩和する方向で見直しが繰り返されてきている¹¹。本稿が検討の対象とする銀行本体の業務範囲規制について言えば、2019年の銀行法改正により10条2項20号が新設され、付随業務が拡大された。すなわち、「顧客から取得した当該顧客に関する情報を、当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」である。顧客の同意等を条件に顧客に関する情報を第三者に提供する業務が付随業務として認められた。付随業務とは、固有業務には含まれないけれども、固有業務と関連性があり、銀行の合理的経営の見地から、銀行の業務範囲に加えることが適切な業務である。

2019年銀行法改正は、金融審議会金融制度スタディ・グループの報告に基づくものであるが、同報告は、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展し、金融と非金融の垣根を超えた情報の利活用により、一般事業会社やFinTech事業者を中心に、従来は存在しなかった利便性の高いサービスを提供する者が出現したことを背景とし、銀行が有する情報に関連するルールのあり方を検討するとともに、情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方を検討したものであった¹²。

な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること」という文言が追加され、個人情報 の有用性と その利活用の促進に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的とすることが明らかにされた(個人情報保護法1条)。個人情報の利活用については、別所直哉編著『ICT・AI時代の個人情報保護』(金融財政事情研究会、2020年)における第2章「ICT・AI時代の個人情報」【別所直哉】および第5章「パーソナルデータの利活用をめぐる個人情報保護法の改正と実務の動向」【伊藤亜紀・高松志直・土肥里香・山根祐輔】参照。

¹¹ 子会社の業務範囲規制および議決権取得等規制についても、規制緩和が続いている。すなわち、2008年銀行法改正や2014年銀行法改正により、一定のベンチャー・ビジネス会社を銀行の子会社であるベンチャー・キャピタル会社を経由して子会社化することができる場合を拡大するとともに(銀行法16条の2第1項12号、同法施行規則17条の2第5項)、経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業を行う事業再生会社等を投資専門会社を経由することなく銀行本体が直接保有して子会社化することが認められた(銀行法16条の2第1項13号、同法施行規則17条の2第6項・7項)。また、2014年改正により、銀行の子会社として認められた会社以外の会社の議決権の5%超の取得禁止の例外として、地域経済活性化支援機構と共同して地域活性化ファンドを設立して行う出資等が認められた(同法16条の4第1項・8項、同法施行規則17条の7の3)。2016年銀行法改正により、銀行業高度化等会社については、金融庁の個別認可を得た場合には、50%を超えて出資することができるものとされた。銀行業高度化等会社とは、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化もしくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務またはこれに資すると見込まれる業務を営む会社等である(銀行法16条の2第1項15号、同法施行規則17条の5第1項かつこ書・17条の4の4)。2019年10月には、監督指針の見直しによって「銀行業高度化等会社」の定義が拡大され、中小・地方金融機関が地域商社を子会社化できるとされた。銀行の業務範囲規制の沿革について詳細は、小出・前掲注(6)2~40頁参照。

¹² 金融審議会金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」(平成31年1月16日)。<https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116/houkoku.pdf>この報告に基づいて「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成28年5月25日成立)」が成立し、銀行法が改正された。

銀行が顧客から取得した顧客情報を利活用するビジネスの1つとして、付随業務として顧客情報を第三者に提供することを認めるものであり、次の2つの要件が課されている。第1は、提供しようとする情報に係る当該顧客の同意を得ることである。第2に、銀行業と関連性があるものに限定するために「銀行業の高度化」、または「当該銀行の利用者の利便の向上」に資するものであることという要件が課されている。

2019年の銀行法改正により付随業務として追加された顧客情報提供業務は、2016年改正により導入された銀行業高度化等会社（銀行法16条の2第1項15号）と次の点で異なっている。銀行業高度化等会社とは、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化等に資する、または資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、個別の認可を得て基準議決権数（総議決権の5%）を超えて議決権を取得・保有することができる会社である（銀行法施行令17条の5の2）。顧客情報提供業務と銀行業高度化等会社の違いは、第1に、顧客情報提供業務は付随業務であるのに対し、銀行業高度化等会社の営む業務は他業である。第2に、そのことに対応して、銀行業高度化等会社については金融庁の個別認可が必要であるのに対し、付随業務である顧客情報提供業務には認可が不要である。第3に、銀行業高度化等会社の場合には、銀行業務の高度化については「情報通信技術その他の技術を活用した」という要件が課されているのに対し、顧客情報提供業務にはそのような制約がない。第4に、顧客情報提供業務は銀行業の高度化または利用者利便の向上に資する業務に限られるのに対し、銀行業高度化等会社の場合には銀行業の高度化、利用者利便の向上または地域活性化等に資する業務だけでなく、それらに資すると見込まれる業務を営む場合も含まれる。なお、銀行業高度化等会社については、銀行業の高度化、利用者利便の向上に加えて、2021年銀行法改正によって地域活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務、またはこれらに資すると見込まれる事業が追加された¹³。

Ⅲ 「銀行業の高度化」または「利用者の利便の向上」に資するものであること

1 緒論

付随業務としての顧客情報提供業務は、「銀行業の高度化」または「当該銀行の利用者の利便の向上」に資するものであることを要する（銀行法10条2項20号）。これらの要件が課された理由は、多種多様な情報提供業務が想定され、その中には銀行業との関係を何ら見出すことのできないものも存在するため、銀行業と関係性のあるものに限定する趣旨であるとされる。要するに、銀行業と関連性があるものに限定するために、これらの要件が定め

¹³ 銀行業高度化等会社の業務に地域活性化等に資するかまたはその見込みがあることが追加されたことに対応して、銀行の付随業務に地域活性化等業務が追加された。地域活性化等業務とは、当該銀行の保有する経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるものである（銀行法10条2項21号、同法施行規則13条の2の5）。当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、地域活性化等業務のために新たに経営資源を取得する場合には、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが必要とされるが、デジタル化や地域創生など持続可能な社会の構築に資するために地域活性化等業務を付随業務に追加した趣旨から、この制約は過度に厳格に扱うべきではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても銀行の固有業務の遂行または健全性に著しい支障をきたさないことが明らかであれば、上述した制約には反しないものとみなされるとされる（主要行等向け監督指針・前掲注(2) V-3-2-1 (1)）。

られたのである¹⁴。なお、銀行業の高度化または利用者利便の向上のいずれかに資する業務であれば足りる。

このような規定振りは、銀行法 10 条 2 項各号に列挙された他の付随業務が典型的に固有業務との関連性を認められているのに対し、固有業務との関連性の大きさを「銀行業の高度化」と「利用者の利便の向上」という観点から個別に判断するという従来とは異なる付随業務の定義をしており、固有業務との関連性という制約を相対化するものであると指摘されている¹⁵。

伝統的には、付随業務とは、固有業務には含まれないけれども、固有業務と関連性があり、銀行の合理的経営の見地から、銀行の業務範囲に加えることが適切な業務であると解されてきた。銀行法 10 条 2 項各号に列挙された業務のほか、解釈によって列挙事項以外の付随業務が認められるが（Ⅱ 2）、付随業務の一般的要件は、次の 3 つであるとされる。すなわち、第 1 に、当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものでないこと、第 2 に、当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること、第 3 に、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するものであることである¹⁶。

顧客情報を第三者に提供する業務について、特に問題になるのは上述した第 2 の要素、すなわち、「銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性」の判断であろう。顧客情報の第三者提供がすでに銀行顧客である者に対してコンサルティング業務としてなされるような場合でなく、銀行顧客ではなかった第三者に情報提供がなされるような場合には、銀行業務と機能的に見て親近性があるかどうかの判断に際しては、提供先が提供された銀行顧客情報をどのような目的で使用しているかをも考慮に入れる必要があると考えられる。

銀行業高度化等子会社が営む業務は、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化、当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務、もしくは地域活性化等その他の持続可能な社会の構築に資する業務、またはこれらに資すると見込まれる業務であって、他業として位置付けられるものである。これに対し、顧客情報の第三者提供業務は、あくまで銀行業務の付随業務として位置付けられている以上、付随業務の一般的要件を満たす必要があると考えられる。それゆえ、顧客情報の提供先の業務が銀行業とはまったく無関係なものであってはならない。付随業務としての顧客情報提供業には該当しない例として、音楽・娯楽動画の配信サイトの運営が挙げられている¹⁷。

銀行業務との機能的な親近性がまったくない場合のほか、顧客情報の第三者提供業務の規模が固有業務の規模に比して過大である場合にも、他業と評価される可能性がある。

2 銀行業の高度化

銀行業の高度化とは、銀行業の効率性・収益性の改善や、銀行業に係るリスク管理の高度

¹⁴ 荒井伴介・野口雄司・本間晶・末広賢司・政平英雄・小宮山圭介『『情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律』の解説—情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた制度整備—』金融法務事情 2122 号 47～48 頁。

¹⁵ 小出・前掲注 (6) 27 頁。もっとも、銀行業高度化等会社の導入によって、銀行グループの業務範囲規制において、既に銀行の固有業務との機能的な親近性の要素が相対化していたとされる（松井秀征「金融グループの業務範囲」金融法務事情 2047 号 21 頁）。

¹⁶ 前掲注 (2) 参照。

¹⁷ 荒井ほか・前掲注 (14) 45 頁注 (5)。

化を意味するとされる¹⁸。銀行業高度化等会社のように「情報通信技術その他の技術を活用した」という要件が特に課されていないことに鑑みるならば、銀行業の効率性・収益性にとってプラスになり得るのであれば、Ⅲ 1 に述べた付随業務の一般的要件である 3 要件を満たす限り、銀行業の高度化に資するという要件は、かなり緩やかに解されることになると考えられる。

3 利用者利便の向上

次に、利用者利便の向上とは、どのような意味であろうか。銀行法は、「利用者」は将来取引を行う可能性のある者も含めた幅広い範囲を指しており、現に取引関係を有する者または既に銀行との間で取引を前提にした接触関係者である「顧客」よりも広範であるとされる¹⁹。「顧客」より広い概念である「利用者」の利便向上が要件とされていることから、この要件は、顧客情報の管理および利用が銀行と提供先において適切になされ、銀行において適切なリスク管理がなされているのであれば、限定的に解釈する必要はないであろう。立案担当者は、利用者利便の向上とは、銀行の保有情報を第三者に提供することで、より幅広い範囲の利便性の向上に資する業務を可能にする趣旨であると説明する²⁰。そして、利用者の経済活動の質が向上するのであれば利用者利便の向上の要件が満たされると説明されている²¹。利用者利便の向上が地域経済の活性化につながるような場合には、その結果として広く銀行業の効率性・収益性の向上にも寄与することも考えられると指摘されており²²、銀行業務の高度化と利用者利便の向上の要件は排他的な関係にあるわけではない。

4 解釈の指針・具体例

銀行業の効率性・収益性の改善につながったり銀行業にかかるリスク管理の高度化につながったりするのであれば銀行業の高度化の要件を充足し、また、利用者の経済活動の質が向上するのであれば利用者利便の向上の要件が満たされると説明されている²³。反対に、音楽・娯楽動画の信サイトの運営などは、銀行業との関係を何ら見出すことのできない保有情報の第三者提供であって、このようなものは銀行業の高度化要件も利用者利便の向上の要件も満たさず、付随業務として行うことはできないとされる²⁴。

銀行業の高度化や利用者利便の向上の要件は、上述したようにかなり緩やかに解釈されるものと考えられる。そうであるとすると、上述したように、顧客情報の第三者提供業務については、付随業務として位置付けられているものの、固有業務との関連性という制約がかなり相対化していると言えそうである。

では、顧客情報の第三者提供業務として、具体的にどのような業務が想定されるであろう

¹⁸ 荒井ほか・前掲注 (14) 48 頁。

¹⁹ 荒井ほか・前掲注 (14) 48 頁。

²⁰ 荒井ほか・前掲注 (14) 48 頁。

²¹ 荒井伴介・野口雄司・本間晶・末広賢司・政平英雄・小宮山圭介「『情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律』の解説 (3・完)」NBL1153 号 30 頁。

²² 金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会「『金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会』報告書：顧客情報の利活用に関する行為規範のあり方」日本銀行金融研究所・金融研究 2021 年 2 号 24 頁。

²³ 荒井ほか・前掲注 (14) 48 頁。

²⁴ 前掲注 (17) 参照。

か。金融審議会金融制度スタディ・グループでは、銀行がその保有する情報の提供を併せて行えることを明確化することで、より円滑な顧客企業に対するコンサルティングを可能にし、地域企業の経営改善に貢献する例などが挙げられていた²⁵。立案担当者の解説によれば、地域企業に対する保有情報の提供のほか、利用者向けサービス提供企業や研究開発機関への提供が例示されている²⁶。その他にも、マーケティング目的やクレジット・スコアリング²⁷目的の利用や²⁸、コインを利用した決済・送金プラットフォームへの参画、トランザクション・レンディング²⁹などの業務が挙げられている。

①銀行が外部から情報を取得する業務ではないこと、および②銀行の営む銀行業の高度化または当該銀行の利用者の利便の向上に資するものでなければならないことから、情報の利活用の範囲には限界があり、情報銀行への活用はむつかしいという指摘がある一方³⁰、付随業務の範囲内であれば、銀行が新たに情報を取得して第三者に提供する業務を営み得ると解する見解もある³¹。付随業務として新たに明示された業務であること、銀行業の高度化または当該銀行の利用者の利便の向上に資するものであるという要件が課されているものの、銀行業の高度化とは銀行の効率性・収益性の向上に結び付くものと解されており、また、利用者利便の向上に資するものであるという要件は、利用者の経済活動の質が向上するものと広く解されていること、かつ、顧客よりも広い利用者という文言が用いられていること等からすれば、顧客情報の第三者提供業が、付随業務とは言えず他業に該当するとされる場合は、かなり限定的であるように思われる。付随業務に該当する顧客情報の第三者提供業であれば、顧客の同意が必要とされていることにも鑑み、新たに情報を取得して第三者に提供する業務を営むことも原則としてできると解すべきであろう。

IV 顧客の「同意」

1 結論

銀行が付随業務として顧客情報を第三者に提供する業務に係るビジネスモデルを構築する出発点として、顧客の「同意」の取得は、実務上大きな課題になると思われる。そこで以下では、顧客の同意に関するいくつかの法的論点を検討する。銀行が顧客情報を第三者に提供することの適法性については、当該顧客情報の法的地位すなわち個人情報であるのか守秘義務の対象であるのか等によって同意を要する法的根拠や同意の法的意義も異なってくる可能性がある。すなわち、銀行が顧客情報を第三者提供するに際して顧客から取得する同

²⁵ 金融制度スタディ・グループ第6回（平成31年1月10日）議事録【岡田信用制度参事官発言】。<https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/seido-sg/gijiroku/20190110.html>

²⁶ 荒井ほか・前掲注（21）29頁。

²⁷ クレジット・スコアリングとそれを業とする者に対する規制のあり方については、林眞子「信用スコアに関する規律のあり方：わが国と米国における信用情報の取扱いを踏まえて」（近日、日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ<<https://www.boj.or.jp/research/imes/dps/index.htm>>において公表予定）参照。

²⁸ 金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会・前掲注（22）6頁。

²⁹ 落合孝文「金融分野での個人情報等の保護と利活用」ジュリスト1534号46頁。

³⁰ 横山淳「資金決済法等改正法案 情報利活用に伴う金融機関の業務範囲見直し」大和総研『証券・金融取引の法制度』（2019年5月16日）<https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190516_020795.pdf>

³¹ 梅澤拓・九本博延「デジタルプラットフォームの法律問題（第11回・完）プラットフォーム事例研究5—情報銀行・RegTech/SupTechプラットフォーム」NBL1151号57頁。

意については、輻轉的な規範が適用される可能性があるのである。以下では、個人情報と法人情報の区別を踏まえ、顧客の同意に適用される規範の輻轉性と相互の関係について述べた後、同意取得の要否と方法、同意の撤回、同意を取得せずに第三者に提供した場合の銀行顧客の法的救済方法など、同意に関するいくつかの法的論点について検討する。

2 個人情報と法人情報の区別と第三者提供の意義

(1) 個人情報と法人情報の区別

個人情報保護法は、生存する個人に関する情報である個人情報のみを対象としており、個人情報には該当しない法人情報に対しては適用されない。これに対し、銀行の守秘義務は、個人情報か法人情報かを問わない。個人顧客との関係では、保護法益は人格権としてのプライバシー権である一方、法人には自然的属性から導かれるプライバシー権はなく、法人情報の保護は、もっぱら顧客と銀行との間の契約関係や顧客の経済的利益を侵害する可能性の有無という観点から考察すべきであると考えられる³²。なぜなら、法人顧客情報の保護は、プライバシー権といった人格権を保護するものではなく、あくまで企業の経済的利益を守るためのものであり、基本的に契約や慣習の問題として処理されるべきであるからである³³。このように個人情報保護法における個人情報とそれには該当しない法人情報とでは、情報の範囲や第三者提供に関する規律、違法な提供がなされた場合の法的効果等が異なり得るため、区別して議論する必要がある。

他方、法人情報の第三者提供が、どのような場合に違法になるかは、当該情報が銀行の守秘義務の対象であるかどうかがまず問題になる。法人情報が、公開されている情報であったり、会社法や金融商品取引法に基づいて開示すべき情報であったりする場合には、そもそも当該法人情報を第三者に提供しても顧客は異議を申し立てることはできないと解される³⁴。さらに、企業の評判や営業上の秘密に関わる情報でなければ、それを第三者に提供することが契約や商慣習上問題になることはないとする³⁵。裏から言えば、ある法人情報が漏えいすると当該企業の評判が落ちるとか、あるいは営業上の秘密であるため経済的損失が発生するような場合であって、かつ、銀行もそのことを知り得る場合であれば、当該法人情報を銀行が第三者に提供することは契約上明示されていなくても契約上許されないと解釈すべきである³⁶。

(2) 第三者提供の意義

個人情報保護法において、そもそも第三者提供にいう第三者に当たらないとされている場合（個人情報保護法 27 条 5 項各号）については、守秘義務の対象である法人情報についても、原則として守秘義務の違反はないと解すべきであると思われる。

³² 岩原紳作「金融機関のグループ化と守秘義務」同『商事法論集Ⅱ 金融法論集（上）金融・銀行』（商事法務、2017年）241頁。

³³ 岩原・前掲注（32）241頁。

³⁴ 全国銀行協会「貸出債権市場における情報開示に関する研究会 報告書」（平成16年4月）6頁<<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news160490-1.pdf>>、岩原・前掲注（32）241頁。

³⁵ 岩原・前掲注（32）241頁。

³⁶ 岩原・前掲注（32）241頁。

3 「同意」に適用される規範の輻輳性と相互の関係

(1) 同意の取得の法的根拠

II 2 に述べたように、銀行が本体で顧客の情報を第三者に提供する業務を付随業務として営む場合には、当該顧客の「同意」が必要である（銀行法 10 条 2 項 20 号）。個人情報の第三者提供にあたっては、個人情報保護法令上、一定の場合を除き、本人の同意を要することとされているため、例示において「当該顧客の同意を得て」と規定したものであると説明される³⁷。顧客情報を第三者に提供するに際し、当該顧客から同意を取得することを要する法的根拠は複数あり得る。

第 1 に、銀行の顧客に係る情報が個人情報保護法における個人データに該当する場合には、それを第三者に提供するには原則として当該本人の同意を要する（個人情報保護法 27 条 1 項）³⁸。

第 2 に、伝統的に、銀行は顧客の情報について守秘義務を負うと解されてきており、判例もそれを認めている。一般に、守秘義務の対象である顧客情報を第三者に提供するには、当該顧客の同意が必要であると解されている。

さらに、銀行法 10 条 2 項 20 号そのものが顧客の同意を必要とする根拠になり得るかどうかが、解釈論上、問題になり得るので、3（4）において検討する。

(2) 個人情報保護法に基づく同意の取得

(イ) 個人情報保護法

個人データを第三者に提供する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならない（個人情報保護法 27 条 1 項）³⁹。個人データとは、個人情報保護法において、「個人情報データベース等を構成する個人情報」と定義されており（同法 16 条 3 項）、個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、①電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの、または、②特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものとして政令で定めるものである（同条 1 項）。個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、（i）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または、（ii）個人識別

³⁷ 荒井ほか・前掲注（14）47 頁

³⁸ 個人データの第三者提供に、同意を要しないのは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関・地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときのほか、2020 年改正によって追加された、⑤学術研究機関等が研究成果の公表や教授のためやむを得ないとき、⑥学術研究機関等が学術研究目的で提供する必要があるとき、または⑦学術研究提供を受ける第三者が学術研究機関等である場合であって当該第三者が学術研究目的で当該個人データを取り扱う必要があるときである。ただし、⑤～⑦については、個人の権利利益を不当に害する恐れがある場合には、同意を必要とする（個人情報保護法 27 条 1 項 1 号～7 号）。

³⁹ 2020 年個人情報保護法改正によって、第三者が外国に所在する場合には、同意に加えて、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報保護に関する制度、当該第三者が講じる個人情報保護のための措置その他当該本人に参考になるべき情報を当該本人に提供しなければならないものとされた（同法 28 条 1 項・2 項）。

符号⁴⁰が含まれるものをいう（同法2条1項）。

個人データは、他のデータとの結合・照合が容易であるため、第三者に提供された場合に、本人の権利利益に被害を及ぼすおそれが大きい。また、第三者に提供された場合には、その後当該個人データがどのように用いられ移転されるのか不透明性が高い。そのため、あらかじめ本人の同意を得ることによって本人を関与させ、本人の権利利益の侵害を防ぐ趣旨である⁴¹。

なお、原則として同意を得ることが求められる個人データの第三者提供において、そもそも第三者に当たらず、その者に顧客情報を提供するに当たり当該顧客の同意を要しない者として、次の3つの類型が定められている（個人情報保護法27条5項）。第1は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合である。第2は、合併その他の事由による事業の承継に伴う場合である。第3は、特定の者との間で共同利用される個人データが当該共同利用者に提供される場合であって、その旨、共同利用される個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的、および管理責任者の氏名等をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときである⁴²。第3類型の共同利用は、金融機関等の企業グループにおいて個人情報を共同利用する場合を想定した規定であって、例えば金融機関の間で資金需要者の延滞・貸倒れ等に関する情報を交換する活動がその例として挙げられている⁴³。上述した3つの類型は、個人データを提供する個人情報取扱事業者と密接な関係を有する者であって、当該事業者と一体の者として把握することが合理的であると認められ

⁴⁰ 個人識別符号とは、①指紋データや顔認識データなど個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって当該特定の個人を識別できるもの、または、②マイナンバー、パスポート番号、運転免許証番号や住民票コードなど個人に割り当てられた文字、番号、記号その他の符号であって特定の利用者・購入者または発行を受ける者を識別することができるものである（個人情報保護法2条2項）。なお、銀行口座番号は、クレジットカード番号など同様に個人識別符号には該当しない。もっとも、銀行口座番号も氏名などと一体となって特定の個人に結び付いて利用・管理されるなど他の情報と容易に照合でき、そのため個人を認識できるような場合には、個人情報に該当することになる。

⁴¹ 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021年）248頁。

⁴² 本文に述べた個人データの第三者提供の規律に加え、2020年個人情報保護法の改正により、個人関連情報の第三者提供についても規律されるに至った。個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものである（同法2条7項）。例えば、Cookie等の端末識別子を通じて収集された個人のウェブサイトの閲覧履歴、メールアドレスに結び付いた個人の年齢・性別・家族構成等、個人の商品購買履歴・サービス利用履歴、個人の位置情報や個人の興味・関心を示す情報であって、個人情報には至らない情報が個人関連情報に該当する。個人関連情報を第三者に提供する場合には、個人関連情報データベース等を構成する個人関連情報を提供先の第三者が個人データとして取得することが想定されるときは、個人データの第三者提供について本人の同意を要しないものとされている場合（同法27条1項各号）を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人関連情報の提供をする前に、次の事項について確認をしなければならない（同法31条1項）。第1は、当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていることである。第2は、外国にある第三者への提供にあつては、第1に述べた本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講じる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考になるべき情報が当該本人に提供されていることである。

⁴³ 個人情報保護基本法制研究会編『Q&A 個人情報保護法』（有斐閣、2003年）66頁。

る者を第三者から除外したものと説明される⁴⁴。

個人情報保護法は、個人データを第三者に提供する際に同意が必要なとき、どのような形式や方法で同意を取得すべきかについて規定していないが、一定の要件の下でオプトアウト方式を認めている。オプトアウト方式とは、個人情報取扱事業者が、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしている場合であって、所定の事項について、個人情報保護委員会規則に則って、あらかじめ、本人に通知し、または、本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、同意を取得することを要しないというものである（個人情報保護法 27 条 2 項）。要配慮個人情報、個人情報保護法 20 条 1 項に違反して不正の手段により取得された個人データおよび他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定によって提供された個人データについてオプトアウト方式の利用が禁止されるなど（同条 2 項ただし書）、オプトアウト方式の利用手続等は厳格化する傾向にある⁴⁵。

個人データの第三者提供に係る個人情報保護法上の行為規範に個人情報取扱事業者が違反した場合には、直ちに刑事罰が課されるわけではないが、個人情報保護委員会の命令に違反すると罰則が課されるという形で間接罰による義務履行の担保が図られている。1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処され（個人情報保護法 178 条）、法人の場合には罰金の上限額が 1 億円と引き上げられている（同法 184 条 1 項 1 号）。

（ロ）通則ガイドラインおよび金融分野ガイドライン

個人情報保護法に関連して、通則的なガイドラインである「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「通則ガイドライン」という）が定められるとともに⁴⁶、分野ごとにガイドラインが定められ、それを反映した監督指針が策定されている。金融分野では「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「金融分野ガイドライン」という）が⁴⁷、金融分野の個人情報の性質や利用方法に鑑み、個人情報の取扱

⁴⁴ 西村あさひ法律事務所編/太田洋・石川智也・河合優子編著『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020 年）162 頁。

⁴⁵ オプトアウト方式については、その形骸化が指摘され、2015 年改正と 2020 年改正で見直しがなされた。2015 年改正では、個人情報保護委員会への届出を義務付けるとともに、個人情報保護委員会による所定の事項の公表手続が新設された。要配慮個人情報について、匿名加工情報を提供する場合としてオプトアウト方式によることができないものとしたのも同年改正による（後掲注（55）参照）。さらに、トレーサビリティを確保する観点から、第三者提供記録の作成を義務付け、国内の第三者に提供する場合と外国の第三者に提供する場合に分けて提供記録の作成・保存義務を課した（個人情報保護法 29 条）。他方、個人情報の利活用の促進の観点から、2015 年改正によって、本人の同意を得ることなく第三者提供を可能とする匿名加工情報の取扱手続が定められた（同法 43～46 条）。2020 年改正では、オプトアウト方式について、通知・公表・届出項目として、第三者提供を行う個人情報取扱事業者の氏名・名称・代表者の氏名、第三者に提供される個人データの取得方法、その他個人の権利利益を保護するために個人情報保護委員会規則で定める事項が追加された（同法 27 条 2 項 1 号・4 号・8 号）。さらに、第三者提供記録が開示対象とされた（同法 33 条 5 項）。オプトアウト方式の詳細については、西村あさひ法律事務所編/太田ほか編著・前掲注（44）155～158 頁参照。

⁴⁶ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月（令和 3 年 10 月一部改正））。<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211116_guidelines01.pdf>

⁴⁷ 個人情報保護委員会・金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（令

いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者に特に厳格な措置が求められる事項等を規定している⁴⁸。ビジネスモデルを構築するに際しては、通則ガイドラインや金融分野ガイドラインを遵守する必要がある。通則ガイドラインと金融分野ガイドラインは、金融分野における個人情報取扱事業者に対して、次のような上乗せ規制を課している。

通則ガイドラインは、個人データの第三者提供に係る本人の同意について、次のように定めている。第1に、第三者提供の同意取得に当たっては、事業の規模および性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質および量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない⁴⁹。第2に、同意の取得は、事業の性質および個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない⁵⁰。第3に、個別の事案ごとに判断する必要があるが黙示の同意が認められる場合もあり⁵¹、また、同意取得時の具体的な態様等によるが包括的な同意が許容される場合もある⁵²。2021年の通則ガイドライン改正により、利用目的について、個人情報がどのように取扱われているかを本人が予測・想定できる程度に特定しなければならないものとされた⁵³。

金融分野ガイドラインでは、さらに次のような上乗せ規制をしている。

第1に、原則として、書面により同意を得ることとし、当該書面における記載を通じて、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、および③第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で同意を得るものとしている⁵⁴。個人情報保護法には、同意取得の方式や同意の内容についての定めはないが、金融分野ガイドラインは個人情報保護法および通則ガイドラインに上乗せした規制をしているのである。

第2に、個人情報保護法は、一定の場合には、オプトアウト方式による同意取得を認めているが（IV3（2）（イ）参照）⁵⁵、金融分野ガイドラインでは、金融分野の個人情報取扱事業者は、与信事業に係る個人の返済能力に関する情報を個人信用情報機関に提供するに当たりオプトアウト方式を利用しないものとする⁵⁶。この規制は、個人信用情報機関に対する

和4年4月)」。<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kinyubunya_GL_220330.pdf>

⁴⁸ 個人情報保護委員会事務局・金融庁「金融機関における個人情報保護に関するQ&A（令和4年4月）」（以下「金融機関個人情報保護 Q&A」という）（問I-1）（注1）参照。<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kinyukikan_QA_220330.pdf>

⁴⁹ 通則ガイドライン・前掲注（46）3-6-1。

⁵⁰ 通則ガイドライン・前掲注（46）2-16。

⁵¹ 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A（平成29年2月16日（令和4年4月1日更新）」（以下「個人情報保護法ガイドラインQ&A」という）1-61。<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220401_APPI_QA.pdf>

⁵² 個人情報保護法ガイドラインQ&A・前掲注（51）7-8。

⁵³ 通則ガイドライン・前掲注（46）31-1。

⁵⁴ 金融分野ガイドライン・前掲注（47）第12条1。なお、書面には電磁的記録が含まれるため、インターネットの画面上で顧客に同意欄をクリックさせる方法や、電話により同意を取得しそれを録音する方法なども書面による同意取得に該当する（金融機関個人情報保護Q&A・前掲注（48）（問VI-3））。

⁵⁵ ただし、要配慮個人情報や不正な手段により取得された個人データ等については、オプトアウト措置は認められない（個人情報保護法27条2項ただし書）。要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報である（同法2条3項）。

⁵⁶ 金融分野ガイドライン・前掲注（47）第12条3。

顧客情報の提供については、顧客の明示の同意を求めるものである。もっとも、個人情報情報機関制度は、過剰与信の防止などの社会的な目的に資するものであるとともに、適正な与信等により利用者の保護にも資するものであって、個人情報情報機関による情報の利用目的や管理等について適正な規制や規律付けがなされていれば、オプトアウト方式による同意の取得をおよそ認めることができないのか、といった疑問はあり得よう。オプトアウト方式の形骸化が指摘されるが、同意についても形骸化していないか、本人に対してより実質的・実効的な保護を図ることが重要であるように思われる。

第3に、共同利用の場合における共同利用者の範囲の通知等については、共同利用者を個別に列挙することが望ましく、外延を示すことによる場合には、本人が容易に理解できるよう共同利用者を具体的に特定しなければならないとし、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている、当社の子会社」あるいは「当社及び有価証券報告書等に記載されている、当社の連結対象会社及び持分法適用会社」といった記載を推奨する⁵⁷。

第4に、機微（センシティブ）情報、すなわち、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報は、その取得、利用または第三者提供が原則として禁止されているが、①各種法令や社会通念等に照らして「適切な業務運営」と判断されること、②「本人の同意」があること、③「業務遂行上必要な範囲」内であること、という要件をすべて満たす場合には、第三者に提供することができる⁵⁸。

（3）守秘義務を解除するための同意

判例・通説は、銀行の守秘義務を認める。最決平成19年12月11日民集61巻9号3364頁は、「金融機関は、顧客との取引内容に関する情報や顧客との取引に関して得た顧客の信用にかかわる情報などの顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負い、その顧客情報をみだりに外部に漏らすことは許されない」と判示する⁵⁹。そして、守秘義務は、商慣習上または契約上の問題であるから、顧客の同意があれば、その対象である顧客情報を第三者に提供することが認められる。

前掲最決平成19年12月11日は、続けて「金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、当該顧客は上記顧客情報につき金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有さず、金融機関は、訴訟手続において上記顧客情報を開示しても守秘義務には違反しない」と述べる。このように、顧客の同意がなくても、金融機関に顧客情報の第三者提供の必要性や正当性があり、かつ顧客に「正当な利益」がなければ、銀行は守秘義務違反を問われることなく顧客情報を第三者に提供できる。同決定は、金融機関と顧客との取引履歴が記載された明細表が文書提出命令の対象になるかどうか争われた事案

⁵⁷ 金融分野ガイドライン・前掲注（47）第12条4。

⁵⁸ 金融分野ガイドライン・前掲注（47）第5条。なお、個人情報保護法は、機微情報を含む要配慮個人情報の取得には本人の事前同意を必要とする（個人情報保護法20条2項柱書）。

⁵⁹ 判例は、銀行の守秘義務の根拠を商慣習または契約に求める。学説には、商慣習、契約のほか、信義誠実の原則を根拠にする見解が唱えられている。なお、近時米国では、デジタル・プラットフォームを念頭に、顧客データを収集・分析・編集する業者を情報フィデューシャリーとして信認義務を課すべきであるとの問題提起がなされ、議論が展開されている。嚆矢の論文として、Jack M. Balkin, *Information Fiduciary and the First Amendment*, 49 UC Davis L. Rev. 1183 (2016)、それに批判的な論文として、Lisa M. Kahn & David E. Posen, *A Skeptical View of Information Fiduciaries*, 113 Harv. L. Rev. 497 (2019) 参照。

に関するものであるが、当該文書は民法 197 条 1 項 3 号にいう職業の秘密として保護されるべき情報が記載された文書とは言えないとされた。

このように、顧客の同意がなくても、顧客には正当な利益がなく、他方、銀行に必要性・正当性がある場合には、守秘義務が解除されると解されている。銀行側の積極的な利益が正当とされる典型例として、銀行が有する債権を譲渡するために当該債権に係る情報を譲受人となり得る者に提供する場合が挙げられる。この点について詳細に検討した全国銀行協会の「貸出債権市場における情報開示に関する研究会報告書」は、銀行の守秘義務が解除される場合として、債務者の承諾のほか、銀行の企業顧客情報の第三者提供が必要かつ正当な理由を有する正当行為であること、第三者提供により当該企業が経済的損害を被る予見可能性がないこと、等を挙げる⁶⁰。その上で、第三者提供が認められるかどうかは、その必要性・正当性と情報提供により顧客に及ぼす影響とを具体的な場面に即して総合的に考量して判断すべきであるとし、(i) 情報提供の目的、(ii) 提供する情報の内容、(iii) 当該顧客に及ぼす影響、(iv) 情報の提供先、(v) 情報の管理体制の 5 つの要素を、それぞれの要素相互の関係も含めて総合的に考慮し、第三者提供が守秘義務に違反しないかどうかを判断すべきであるとする⁶¹。

(4) 銀行法における同意取得の意義

銀行が本体で顧客の情報を第三者に提供する業務を付随業務として営む場合には、当該顧客の「同意」が必要である(銀行法 10 条 2 項 20 号)。銀行法は、文言上は個人データか法人情報かを区別することなく顧客の同意を必要としている。大別して、3 つの解釈論があり得ると思われる。第 1 は、立案担当者の解説にあるように、同条同項同号に言う「同意」は個人情報保護法令に基づく同意を意味しており、法人情報について規定するものではないという解釈である。第 2 は、個人データに加えて、個人データに該当しない法人情報が銀行の守秘義務の対象である場合においては、当該守秘義務の解除に係る同意を意味するという解釈である。第 3 は、銀行法の規定が個人データと法人情報とを区別していない以上、守秘義務の対象でない法人情報についても、原則として顧客の同意を必要とするという解釈である。立案担当者は、銀行法 10 条 2 項 20 号における顧客の同意とは個人情報保護法令に則った本人の同意を念頭に例示として規定したものと解説していること⁶²、付随業務として行われる顧客情報の第三者提供業務はその定義上、当該銀行の健全性や、ましてや銀行システム全体に影響を及ぼすことは考えにくいことから、顧客の同意とは当該顧客の保護を目的とするものであり、銀行法が個人情報保護法や守秘義務の範囲を超えて法人情報を保護する理由はないと考えられること、さらに守秘義務は基本的には顧客と銀行との契約関係に基づくものであり、不正競争防止法に違反する営業秘密や限定提供データの不正提供など他の法令違反に該当しない限り、当事者間の取決めに委ねられるべき問題であることから、基本的に、第 1 の解釈論が適切であると考えられる。

なお、銀行法は、顧客情報に関連して、銀行に対し、業務に関して取得した顧客情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じる義務を課している(同法 12 条の 2 第 2 項、銀行法施行規則 13 条の 6 の 5～13 条の 6 の 7)。顧客情報の適正な取扱いのための管理態勢には、上述した個人情報保護法のほか登録金融機関である場合に課される法人関係情報(金融

⁶⁰ 全国銀行協会報告書・前掲注 (34) 6 頁。

⁶¹ 全国銀行協会報告書・前掲注 (34) 6～10 頁。

⁶² 前掲注 (37) 参照。

商品取引業等に関する内閣府令 1 条 4 項 14 号) などの取扱いに係る業法上の規制など、銀行法以外の法令に従った取扱いをするための顧客情報管理態勢の整備が求められる⁶³。

(5) 同意の法的根拠の輻輳性と相互の関係

個人情報保護法に基づく個人データを第三者に提供するための同意、および守秘義務の解除に係る同意は、それぞれ対象になる情報の範囲も異なるし、同意を必要とする趣旨・目的も一致しない⁶⁴。すなわち、個人情報保護法の体系は、個人の権利利益を保護することを目的としているのに対し、銀行法は銀行の公共性に鑑み、その業務の健全かつ適切な運営を確保するという観点から、個人顧客情報の適正な管理を求めるものである⁶⁵。これに対し、守秘義務の法的根拠については議論があるが、商慣習または契約に基づくとされ、その解除については、顧客の同意がある場合のほか、同意がなくても第三者に提供できる場合がある((3) 参照)。守秘義務がどのような場合に解除されるかについては、さまざまな事情を総合的に考慮して銀行に必要性・正当性があり、他方顧客に正当な利益がなければ、同意なく第三者に守秘義務の対象である情報を提供することができるとされる。

個人情報保護法令に基づく銀行顧客の同意、および守秘義務の解除に係る銀行顧客の同意は、それぞれ法的根拠と法的効果が異なり、その趣旨・目的も一致するわけではない。したがって、これらの規範は、重疊的に適用されることになると解される⁶⁶。例えば、個人データに該当するため個人情報保護法が適用されるとともに、それが銀行の守秘義務の対象でもある場合には、銀行が当該情報を第三者に提供するためには、個人情報保護法上の同意に加えて、守秘義務の解除の要件を満たす必要があると考えられる。もっとも、実務上は、法的根拠が異なるからといって別個に同意を取得する必要はなく、個人情報保護法および守秘義務に係る規律の双方の要件を満たす同意であれば、一回の同意で足りると解される。

そして、銀行法の監督指針等は、基本的に個人情報保護法の体系が求めている内容を準用しているため⁶⁷、個人データに該当する顧客情報については、銀行法における顧客の同意は個人情報保護法における本人の同意と原則として同一であると考えられる。裏から言えば、個人情報保護法令に則った個人データの第三者提供に係る同意があれば、銀行法 10 条 2 項 20 号における同意を取得したものと言える。そして、当該個人データが銀行の守

⁶³ 主要行等向け監督指針・前掲注(2) III-3-3-3-2(3)参照。例えば、登録金融機関は、一般的に、その取扱う法人関係情報に関する管理または顧客の有価証券の売買等に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない(金融商品取引法 40 条 2 項、金融商品取引業等に関する内閣府令 123 条 1 項 5 号)。また、銀行を含む金融グループレベルにおいては、有価証券関連業を行う金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等・子法人等から受領し、または当該親法人等・子会社等に提供することは、原則として禁止され(金融商品取引法 44 条の 3 第 1 項 4 号、金融商品取引業等に関する内閣府令 153 条 1 項 7 号)、非公開情報を利用した金融商品取引契約の勧誘が原則として禁止される(同業府令同条同項 8 号)。なお、後掲注(71) 参照。

⁶⁴ 守秘義務と個人情報保護法に基づき同意を必要とする第三者に提供する情報の範囲および規制内容の異同については、金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会報告書・前掲注(22) 13~15 頁に詳細に分析されている。

⁶⁵ 金融機関個人情報保護 Q&A・前掲注(48) 問IV-2。

⁶⁶ 金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会報告書・前掲注(22) 15 頁。

⁶⁷ 金融機関個人情報保護 Q&A・前掲注(48) 問IV-2。

秘義務の対象である場合であっても、個人情報保護法における本人の同意があるのであれば、守秘義務も解除されたものと解し得るであろう。他方、法人情報が銀行の守秘義務の対象である場合には、同意がある場合のみならず、同意がない場合にも守秘義務が解除される場合があるとされ、常に同意を要するとは限らない。

さらに、個人情報保護法令における同意取得を要しない例外的な場合を定める規定（個人情報保護法 27 条 1 項各号）、個人データの第三者提供にいう「第三者」には当たらない場合を定める規定（同条 5 項各号・6 項）や、オプトアウト方式を認める規定（同条 2 項・4 項）を守秘義務の対象である法人情報に類推適用ないし準用することができるか、できるとして何らかの条件はあるか、等が論点になる。以下、個人データに該当する情報とそれ以外の情報に分けて、同意取得の要否およびその方法等について検討する。

4 同意取得の要否・方法

（１）個人データに該当する情報

個人データを第三者に提供する場合には、通則ガイドラインでは、場合によっては黙示の同意も認められるとしているが⁶⁸、金融分野ガイドラインでは、書面における記載を通じて、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、および③第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で書面により同意を得ることとしている⁶⁹。金融分野ガイドラインが、個人データの第三者提供に係る同意取得の形式や同意の対象について個人情報保護法および通則ガイドラインに上乗せする規制をしているのは、信頼性や公正性が重視される金融事業に関して行われる顧客情報の第三者提供であることや、銀行の守秘義務によって保護される情報でもあり得るといった事情が反映しているためであると考えられる。

もっとも、個人データである顧客情報を銀行が第三者に提供するとき、銀行は必ず当該顧客の書面による同意を得なければならないわけではない。第 1 は、同意を要しないとされる適用除外の事由に該当する場合である（個人情報保護法 27 条 1 項各号）。第 2 は、個人データを受け取った者がそもそも「第三者」に該当しない場合である（同条 5 項）。第 3 は、オプトアウト方式により本人が第三者への提供の停止を求めるまでは同意がみなされる場合である（同条 2 項）。第 4 は、同意が事実上推定される場合である。例えば、債権者である個人情報取扱事業者が債権譲渡をするに当たり、当該債権の内容や管理等のために必要な個人データを第三者に提供することについては、当該債権に譲渡禁止特約が付されていない場合には、本人の同意を事実上推定することができる⁷⁰。

同意の法的根拠に関する検討において述べたように、銀行が顧客情報を第三者に提供す

⁶⁸ 前掲注（51）参照。

⁶⁹ 前掲注（54）参照。主要行等向け監督指針においても、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容および当該提供先における利用目的について個人である顧客が明確に認識できるような同意取得の方法を取ることを求めるとともに、優越的地位の濫用や個人顧客との利益相反等の弊害が生じる恐れがないように同意を取得することに留意する必要があると指摘する（主要行等向け監督指針・前掲注（2）Ⅲ-3-3-2(2)④参照）。

⁷⁰ 金融機関個人情報保護 Q&A・前掲注（48）問 VI-4。ただし、銀行顧客である債務者が、譲渡制限特約を結ぶことを要求できない立場にある場合等、同意の事実上の推定が及ばない場合があると指摘する。さらに、債権の譲渡および回収に必要と言える個人データであるかどうかについて、譲渡人等の側で慎重な検討が必要であると指摘し、必要性について合理的な説明ができない場合には、同意の推定は及ばないとする。

る際に、個人データに該当する情報については個人情報保護法に基づいて、また、銀行の守秘義務の対象である情報については守秘義務を解除するために、原則として当該顧客の同意が必要とされる。銀行の守秘義務は、商慣習または契約に基づくものであり、その解除についても明確なルールがない。提供される顧客情報が個人データに該当するとともに守秘義務の対象である場合には、ルールの明確な個人情報保護法令に基づく同意を取得すれば、当該顧客情報の取扱いについて別段の定めがない限り、守秘義務も解除されたものと解される。すなわち、銀行法 10 条 2 項 20 号にいう顧客の同意とは、個人データに該当する顧客情報については、個人情報保護法令に基づく同意と一致しており、その同意は同時に別段の定めがない限り、守秘義務をも解除する趣旨であるのが通常の意味であると解されるからである。

(2) 個人データに該当しない法人情報

(イ) 同意取得が必要な場合

個人データに該当しない法人情報を銀行が第三者に提供する場合には、個人情報保護法に基づく同意は不要である。法人情報については、個人データの移転を規制している個人情報保護法のような一般的な法規制は存在しない⁷¹。銀行の守秘義務は法人情報にも及ぶものの、法人情報についてはプライバシー権が問題になるわけではなく、財産的権利や利益が問題になるにすぎないことから、法人情報は、基本的に銀行と法人顧客との間の法人情報の取扱いに係る取決めに基づいて扱われることになると考えられる⁷²。そのような取決めがない場合には、守秘義務の対象になる情報は、個人データに比較して限定される可能性が高い。例えば、個人データと異なり、公開されている情報や法令により公開すべき情報については守秘義務の対象にならない。他方、付随業務として第三者に提供される場合には、銀行と提供先の双方において事業目的で顧客情報が授受され利用される可能性が高いため、不適正な利用や管理がなされた場合等に顧客に生じる経済的権利の侵害や経済的不利益が大きくなり得る。そのようなおそれがある場合には、法人顧客の明示の同意を要すると解すべきであろう。

個人情報保護法により、個人情報の第三者提供に係る規律が整備された今日では、個人情報保護法の同意に係る規律を銀行の守秘義務の解除に適用ないし類推適用し得るかという観点から検討するアプローチがある。すなわち、プライバシー権に基づく個人情報の保護は、

⁷¹ 法令による法人情報の利用・移転の制限として、金融商品取引法に基づく法人関係情報についての規制がある（前掲注（63）参照）。また、当該行為が不正競争防止法の規制する不正競争に該当したり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規制する優越的地位の濫用に該当したりする場合（同法 2 条 9 項 5 号）のほか、民事法上は、銀行が受認者または受認者的な地位にある場合に利益相反行為に係る規律が適用されそれに基づいて情報の移転が規制される場合がある。

⁷² 日本銀行金融研究所「『事業者における顧客情報の利用を巡る法律問題研究会』報告書：法人顧客情報の取引と利用に関する法律問題—商取引における新たな価値創造に向けて—」（2021年12月）は、法人顧客情報が取引の対象である場合を念頭に、情報の不当な取扱いがなされた場合の法的救済、複数の利害関係人が関わる共同作成データに固有の論点、情報利用の促進という観点から善意取得や時効に相当する効果の導入の要否などの法的論点を取り上げている。<https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/data/rel211207a.pdf>なお、本報告書の概要については、山本慶子・左光敦「『事業者における顧客情報の利用を巡る法律問題研究会』報告書の概要（上）（下）」NBL1215号29頁以下、NBL1216号25頁以下参照。

財産権としての法人顧客に関する銀行の守秘義務より重い義務と考えられることから、個人情報保護法によりオプトアウト方式等が認められた以上、法人顧客に関する銀行の守秘義務についても、オプトアウト方式や共同利用方式に準じた手続をとれば同意があったものと扱ってよいとする見解が主張されている⁷³。

個人データの第三者提供について同意の取得が不要とされている場合については、基本的に、守秘義務の対象である法人情報についても妥当すると解されるが、この点については、守秘義務の解除をめぐる議論の蓄積があるので、後述する（ロ）。第三者提供における「第三者」には該当しない場合について定める個人情報保護法 27 条 5 項の規定は、顧客情報を提供する銀行と一体のものとして取り扱われることが合理的な場合を列挙しているものであるから⁷⁴、法人情報についても基本的に妥当すると考えられるであろう。もっとも、共同利用方式に準じた手続をとる場合には（同条同項 3 号）、通則ガイドラインおよび金融分野ガイドラインの趣旨に則って、共同利用者の名称を本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要があるほか、自社のウェブサイトにおいてグループ会社の範囲を公表するなどの措置を講じることが必要であろう⁷⁵。これに対し、オプトアウト方式については、現行法のもとでは、個人情報保護委員会への届出や個人情報保護委員会による所定の事項の公表等の手続と結び付いているため（同条 2 項・4 項）、オプトアウト方式に準じた手続をとることはかなり困難であると思われる。

（ロ）同意取得を要する法人情報かどうかの判断基準

個人データである顧客情報を銀行が第三者に提供するとき、金融分野ガイドラインの下でも、同意が事実上推定される場合があるとされる。例えば、銀行が債権を譲渡するに当たり、当該債権の内容や管理等のために必要な個人データを第三者に提供することについては、当該債権に譲渡禁止特約が付されていない限り、原則として本人の同意を事実上推定することができる⁷⁶。法人顧客に対する債権に係る情報について銀行の守秘義務が及ぶ場合であっても、守秘義務の解除についての法人顧客の同意を事実上推定したり、あるいは端的に同意が不要であると解釈したりすることができるであろう。

この論点については、全銀協の報告書が詳細な検討を行っている。同報告書は、（i）情報開示の目的、（ii）提供する情報の内容、（iii）当該顧客に及ぼす影響、（iv）情報の提供先、（v）情報の管理体制に照らして、顧客情報の提供の必要性・正当性と顧客に及ぼす影響とを総合的に検討し、顧客の同意を取得せずに顧客情報を第三者に提供しても守秘義務に違反しない場合もあり得るという結論を示している⁷⁷。プライバシー権に基づくものではなく専ら経済的権利・利益が問題になるにすぎず、かつ、当事者間の交渉と合意により第三者提供について取り決めることを期待できる法人情報については、守秘義務が及ぶ場合

⁷³ 岩原・前掲注（32）252 頁。

⁷⁴ 前掲注（44）参照。

⁷⁵ 通則ガイドライン・前掲注（46）3-4-3、金融分野ガイドライン・前掲注（47）第 12 条 1 参照。

⁷⁶ 金融機関個人情報保護 Q&A・前掲注（48）問 VI-4。ただし、銀行顧客である債務者が、譲渡制限特約を結ぶことを要求できない立場にある場合等については、同意の事実上の推定が及ばない場合があると指摘する。さらに、債権の譲渡および回収に必要なと言える個人データであるかどうかについて、譲渡人等の側で慎重な検討が必要であると指摘し、必要性について合理的な説明ができない場合には、同意の推定は及ばないとする。

⁷⁷ 全国銀行協会報告書・前掲注（34）6～10 頁。

であっても、同意を事実上推定したり明示の同意を要しないと解釈したりできる場合は、個人データの場合よりも広範であると考えられる。

銀行付随業務として第三者に提供される法人情報が守秘義務の対象である場合には、上述した5つの各要素についてそれぞれどのような特色が認められ、どのような基準に基づいて明示の同意を要するかどうかを判断し得るであろうか。

(i) の情報提供の目的については、付随業務として顧客情報の第三者提供業務が行われる以上、銀行業の高度化または利用者利便の向上に資する業務であるから、銀行にとっては情報開示の必要性・正当性が大きく、利用者や社会一般にとっても利益になる場合があると言えよう。ある法人情報に守秘義務が及ぶ場合には、それを解除するための要件を満たす必要があるが、銀行付随業務として行われる情報提供は、個人情報の場合に比較して守秘義務が解除される場合を広く認める方向に作用するものと思われる。

(ii) の提供する情報の内容は、(iii) の顧客に及ぼす影響と深く関連する。守秘義務の対象である情報が営業秘密や限定提供データである場合には⁷⁸、(iii) の当該顧客に及ぼす影響は大きくなる。営業秘密や限定提供データに該当せず、かつ、漏えいすることによって当該顧客の評判が大きく毀損されるおそれのない法人情報であれば、第三者提供に係る同意を緩やかに認定し、または同意を事実上推定し、さらには明示の同意を不要と解することが考えられる。さらに、提供する情報の内容は、(iv) の提供先や(v) の情報管理体制と相関関係に立つと考えられる。すなわち、例えば提供先を当局の監督下にある業者など一定の範囲に限定し、また、守秘義務契約の締結など提供先における情報管理体制を整えている場合には、提供先の限定や提供先の情報管理体制の程度に応じて、明示の同意を取得することなく提供できる情報の範囲も広がり得ると考えられる⁷⁹。

(iii) の当該顧客に及ぼす影響が(ii) の提供する情報の内容に大きく依存することは既に述べた通りである。法人情報の場合には、顧客に及ぼす影響は専らその経済的権利または利益に着目すべきである。提供する情報が営業秘密や限定提供データに該当し、または、当該情報が漏えいすることによって当該顧客の評判が大きく毀損される情報である場合には、当該顧客に及ぼす影響が大きくなる。銀行が付随業務として顧客情報を第三者に提供する場合には、通常は、提供先も事業者であると考えられる。提供先は、銀行によって提供された銀行の顧客情報を自らの事業のために用いるのが通常であろう。そのような場合には、提供先で不適切な管理や利用がなされた場合に顧客に及ぼす影響が相対的に大きくなる可能性がある。このように、(iv) の提供先や(v) の情報管理体制との相関関係が大きくなると考えられる点も、(ii) の提供する情報の内容と同様である。顧客に及ぼす影響が大きいと認められる場合には同意を厳格に認定する一方、顧客に及ぼす影響が小さいと認められる場合には、同意を緩やかに認定し、あるいは同意を不要と解することが考えられる。

⁷⁸ 不正競争防止法において、営業秘密と限定提供データについて、不正競争に該当する情報の不正取得・使用・開示行為が規制されている。限定提供データとは、2018年不正競争防止法改正により導入された制度であり、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積・管理されている技術上または営業上の情報であって秘密として管理されていないものであり、不正取得・使用・開示行為に対し差止請求や損害賠償請求が認められる。データは複製が容易であり、不正取得されると一気に拡散する恐れがあるため、データを安心して提供できる環境整備を目的として新設されたものである（経済産業省知的財産政策室『逐条解説不正競争防止法〔第2版〕』（商事法務、2019年）103～104頁）。詳細は、西村あさひ法律事務所編/太田ほか編・前掲注（44）528～546頁参照。

⁷⁹ 全国銀行協会報告書・前掲注（34）8頁。

(iv) の情報の提供先については、金融分野ガイドラインは、開示先が誰であるか書面に記載して同意を求めただけでなく、提供先における当該情報の利用目的についても書面で明らかにすることを求めている。銀行が付随業務として顧客情報を提供する場合には、提供先も通常は事業者であり、提供された情報は事業のために用いられることになるため、提供先が誰であるか、どのような目的で銀行の顧客情報を利用するかは、とりわけ重要である。

(v) の情報の管理体制は、提供先の情報管理が不適切である場合には、当該顧客に損失や不利益を与えるおそれがあるため、(iii) の当該顧客に及ぼす影響に深く関わる。提供先が監督規制に服する業者である場合や、情報銀行制度のように認定制度が組み込まれている場合などには、情報の管理体制に対する信頼性が増すと考えられる。銀行の行為規範も、情報管理体制を担保する要素であろう⁸⁰。

5 撤回

個人データに該当する場合には、そのデータを第三者に提供することに対して与えた同意を本人は撤回することができるかと解される。同意の法的根拠がプライバシー権に由来するため、撤回によって自己の情報コントロールを回復することを認める必要があるからである。もっとも、個人データであっても、例えば同意が事実上推定される場合、例えば銀行が有する債権を譲渡するために必要な情報を当該債権を譲り受けようとしている第三者に提供する場合には、同意を撤回するには、例えば優越的地位の濫用に基つき債権譲渡禁止特約を締結できなかったなどの特別の事情を要すると考えられる。また、仮に第三者提供に対し、本人に金銭等の対価が交付される場合には、当該情報の第三者提供は情報提供と対価関係にある交換契約あるいは役務提供契約等の契約の一部を構成しており、その撤回は当該契約における定めに従うべきことになる場合があると考えられる。

これに対し、法人情報の場合には、保護法益はプライバシー権ではなく経済的権利・利益であるから、当該法人情報の第三者提供について同意が取得される場合には、通常は、当該情報の提供や取扱いに係る取決めが当事者間でなされたものと法的に評価できる場合が多いであろう。そうであるとすると、同意の撤回の可否や要件は、当該取決めまたは商慣習に基づいて決まることになると思われる。

6 違法または不当な第三者提供に対する法的救済方法

⁸⁰ 金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会報告書・前掲注(22)は、顧客情報を第三者に提供する銀行の行為規範についても検討する。個人情報保護法における個人情報取扱事業者の行為規範を参考に情報の正確性を確保する義務を導くとともに、認定情報銀行制度を参考に本人のコントロール性を確保することも、銀行が遵守すべき新たな行為規範であると主張する。認定情報銀行制度とは、実効的な本人のコントロール性を高め、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、消費者が、同意した一定の範囲において、認定機関により認定された信頼できる主体(認定情報銀行)に対して個人情報や第三者に提供することを委任し、消費者に各種のサービス等を提供するものである。情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ(令和元年10月8日)」(総務省、2019年)。
<https://www.soumu.go.jp/main_content/000648745.pdf> 認定情報銀行制度は、情報銀行へ顧客情報を包括的に委任するという法律構成をとっており、情報管理体制を認定制度によって担保することで、包括委任に伴うリスクを軽減しようとしているものと考えられる。

(1) 諸論

銀行が付随業務として顧客情報を第三者に提供する場合において、個人情報保護法上の個人データに該当する顧客情報を違法または不当に第三者提供した場合において、当該顧客にはどのような法的救済が認められるであろうか。個人情報保護法は、本人に対し、開示請求権や訂正等請求権を付与している（個人情報保護法 33 条・34 条）。以下では、特に注目される第三者提供の差止めと精神的損害に対する賠償請求に絞って、簡単に述べる。

(2) 第三者提供の停止

個人データの第三者提供については、2020 年個人情報保護法改正により、第三者提供の停止を請求できる場合が拡大された点が注目される。すなわち、差止事由に、①当該個人情報取扱事業者が当該個人データを利用する必要がなくなった場合、②当該個人データについてその漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合、および③その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合が追加された（個人情報保護法 35 条 5 項）⁸¹。個人情報取扱事業者に法令違反がなくても、第三者提供の停止を請求する権利が創設された点が注目される。とりわけ実務にとって重要と思われるのは、「当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」に、個人情報取扱事業者等に対して保有個人データの第三者提供の停止を請求できるものとされた点である。この場合には、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、個人情報取扱事業者は、当該個人データの第三者提供を停止しなければならない（同条 6 項）。

通則ガイドラインは、「当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」について、次のように解説する⁸²。「正当な利益」の有無は、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、個人情報取扱事業者本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、考慮事由として次の事情が挙げられている。すなわち、①本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情、②法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情、③契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情、④違法または不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情、および⑤法的主張、権利行使または防御のために当該保有個人データを取り扱う事情である。銀行の付随業務としての顧客情報の第三者提供業務について問題になるのは、上記③の要素であろう。銀行と顧客情報の提供先の間には、情報の授受等に係る契約が締結されているのが通常であろう。それゆえ、当該契約に基づいて銀行は個人データを提供先に移転する義務を負っていると考えられるからである。他方、契約に係る義務の履行が本人の権利利益や期待を害する場合もあるから、契約上の義務の履行は考慮すべき要素の 1 つにすぎない。どのような契約上の義務が、情報提供の停止を基礎付けない要素になるか、議論を深める必要がある。

⁸¹ なお、個人情報取扱事業者に対し、第三者提供の停止請求の訴えを提起しようとするときは、被告となるべき者に対しあらかじめ請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、訴えを提起することはできない（個人情報保護法 39 条 1 項）。

⁸² 通則ガイドライン・前掲注 (46) 3-8-5-1(3)③ (※5)。

なお、個人による差止請求が、撤回の意思表示と解される場合には（5参照）、第三者提供を中止することになる。しかし、同意自体を撤回したわけではないと解される場合には、本人の権利利益の保護と第三者提供の正当性・必要性を、守秘義務が及ぶ法人情報について守秘義務が解除されるための要素として述べた諸要素等を検討した上で（4（2）（ロ）、「当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」かどうかを総合的に判断して、差止請求の当否を検討することになると考えられる。

（3）損害賠償

個人情報について判示した最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁は、大学主催の講演会の出席者名簿を警視庁の要請に応じて警察に提出した事案において、本件名簿は、氏名等の情報のほかに、「本件講演会に参加を希望し申し込んだ学生である」との情報をも含むものであり、プライバシーの権利ないし利益として、法的保護に値すると判示した。個人情報に関しては、その漏えいや不正使用、違法な第三者提供が当該個人の情報をコントロールする権利であるプライバシーの侵害にあたるという理解が定着している⁸³。犯罪歴や思想・宗教に関する事項など機微性の極めて高い情報、信用取引に係る債務の履行に関する情報など経済的価値のある信用情報はもちろん、単に氏名や住所など個人を特定・識別するための情報などが個人情報に該当するとされる。裁判例では、①明らかに私生活上の事柄を含み、②一般通常人の感受性を基準にして公開を欲しないと考えられ、かつ③いまだ一般に知られていない情報がプライバシー権の対象になり得るとされる⁸⁴。なお、③に関連して、守秘義務とは異なり、住民基本台帳に記載され何人も閲覧できる公開情報でもある氏名・性別・生年月日・住所などについてもプライバシー権は及び得る⁸⁵。個人の氏名や住所のような識別情報であっても、上述した①～③の基準に照らせば情報コントロール権が認められ、それらが個人情報保護法における「個人情報」に該当することも明白である（IV2（1）参照）。しかし、個人情報の性質・要保護性、当該個人情報の利用目的、および個人情報取扱事業者の業態や規模等に応じて、個人情報の収集や管理・利用の適法性に係る判断基準や、侵害に対する救済方法などに差異が生じ得るため、個別に検討する必要がある。個人情報が出し実害が認められない場合であっても、精神的損害が生じ得るとされ⁸⁶、数千円から数万円の損害賠償を認める裁判例が主流である⁸⁷。

以上

⁸³ 別所・前掲注（10）第1章「憲法と個人に関する情報の保護」【別所直哉・宍戸常寿】3頁【宍戸常寿発言】。

⁸⁴ 東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁【宴のあと事件】。

⁸⁵ 大阪高判平成13年12月25日判例地方自治265号11頁。

⁸⁶ 最判平成29年10月23日判時2351号7頁。

⁸⁷ 大阪地判平成18年5月19日判時1948号122頁、大阪高判令和元年11月20日判時2448号28頁等。